

岡山県公報 発行 岡山県 		目次	【選挙管理委員会】 ○ 選挙の効力に関する審査申立てに対する 裁決 【正 誤】 ○ 当選の効力に関する審査申立てに対する 裁決の正誤
		担当課（室）	選挙管理委員会 〃
			目次
			担当課（室）

◎岡山県選管告示第四十七号

令和三年四月十一日執行の備前市長一般選挙における選挙の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は次のとおり裁決した。

令和三年七月二十八日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

裁 決 書

岡山県備前市三石三一八

審査申立人 本田正弘

岡山県備前市福田三九〇―九

審査申立人 薮元道明

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から令和三年五月二十八日付けで提起された、同年四月十一日に執行された備前市長一般選挙（以下「本件選挙」という。）における選挙の効力に関する審査の申立て（以下「本件審査の申立て」という。）について、岡山県選挙管理委員会（以下「県委員会」という。）は次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

審査申立ての要旨

申立人は、本件選挙における選挙の効力に関する異議の申出について、備前市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）が令和三年五月十日付けで行った棄却の決定を取り消し、本件選挙を無効とする旨の裁決を求めるものである。

その理由とするところを審査申立書に従って要約すれば、次のとおりである。

一 本件選挙において、よしむら武司後援会（以下「よしむら後援会」という。）が選

挙運動用葉書に「私も応援しています」、「岡山県知事伊原木隆太」及び「何卒宜しくお願い致します。」と岡山県知事伊原木隆太氏（以下「伊原木氏」という。）の承諾を得ずに記載して頒布した行為は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第二百三十五条第一項及び第二百三十五条の五に該当する。

二 本件選挙において、よしむら武司候補（以下「よしむら候補」という。）が得票した八、三三一票は、一の選挙運動用葉書（以下「本件選挙運動用葉書」という。）により、選挙人が「よしむら候補は岡山県知事である伊原木隆太氏の推薦を得ている」と誤認させられた上で、投票された疑いがある。

三 備前市公職選挙法等執行規程（平成十七年備前市選挙管理委員会告示第二号。以下「規程」という。）は、立候補届出の受付受理番号（以下「届出受理番号」という。）と同じ番号の選挙運動用ビラ証紙（以下「ビラ証紙」という。）を交付しなければならぬと定めているにもかかわらず、本件選挙において、市委員会が、届出受理番号三のよしむら候補にビラ証紙の番号（以下「ビラ証紙番号」という。）二のビラ証紙を、届出受理番号二の木村正義候補（以下「木村候補」という。）にビラ証紙番号三のビラ証紙を交付している。

四 本件選挙において、市委員会は、ビラ証紙の交付票（以下「ビラ証紙交付票」という。）の番号として木村候補に二、よしむら候補に三と記載しているが、ビラ証紙の整理簿（以下「ビラ証紙整理簿」という。）の確認番号欄には木村候補に三、よしむら候補に二と記載している。

五 本件選挙において、市委員会は、木村候補にビラ証紙番号三のビラ証紙一六、〇〇〇枚を交付した後、木村候補にビラ証紙番号二のビラ証紙四〇〇枚を交付していることから、木村候補に合計で法定枚数を超える一六、四〇〇枚のビラ証紙を交付している。

六 本件選挙において、市委員会は、木村候補に交付した証紙番号二のビラ証紙四〇〇枚についてビラ証紙交付票及びビラ証紙整理簿に記載していない。

七 市委員会は、三から六までの事実を速やかに公表していない。

八 市委員会が本件審査の申立てにおいて県委員会に提出した弁明書は、既に任期が満了した市委員会の委員長の名義で作成されていること、また、市委員会の新たな委員の選挙が前任者の任期満了前に行われていないことから、虚偽無効であり、市委員会の弁明は認められない。

裁 決 の 理 由

一 審査申立ての経緯等について

本件選挙における選挙人である申立人は、選挙の効力を争うものとして、令和三年四月二十三日付けで市委員会に対して異議の申出を行ったところ、市委員会は同年五月十日付けで申出を棄却する決定を行った。

申立人は、この市委員会の決定を不服とし、本件選挙における選挙の効力を争うものとして、同月二十八日付けで県委員会に対して審査の申立てを行った。

県委員会は、本件審査の申立てを適法なものと認めた上で、これを受理し、市委員会からは弁明書及び証拠書類を徴した。

また、申立人に対して、市委員会からの弁明書に対する反論書及び本件審査の申立てに関する証拠書類又は証拠物の提出を求めたところ、反論書が提出された。

さらに、市委員会に質問書を送付し、慎重に審理を行った。

二 県委員会の判断

選挙の効力に関する争訟について、法第二百五条第一項は、「選挙の規定に違反することがあるときは選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」に限り、選挙の全部又は一部を無効とすべきものと定めている。

この「選挙の規定に違反すること」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称し、選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為のごときは、これに当たるものではない。それは、かかる違法行為も多かれ少なかれ選挙の結果に影響する場合が多いであろうが、公職選挙法はその違反者を処罰することによつてこれら規定事項の遵守を期待しているのであつて、その違法行為のために選挙を無効として再選挙を行うことを趣旨とするものではないと解されるからである。もつとも、かような違法行為でも、そのために選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じた場合には、選挙の自由公正が失われたものとして、あるいは選挙を無効としなければならぬことも考えられないではない」（昭和六十一年二月十八日最高裁判所判決）

とされている。

また、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、「その違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実が生じたところと異つた結果の生ずる可能性のある場合をいうもの」（昭和二十九年九月二十四日最高裁判所判決）とされている。

県委員会は、こうした観点に立ち、申立人の主張が選挙の無効原因となり得るか否かについて、次のとおり判断する。

(1) 審査申立ての要旨一及び二について

申立人は、よしむら後援会が本件選挙運動用葉書を頒布した行為は、法第二百三十五条第一項及び第二百三十五条の五に該当するものであるとして、また、よしむら候補の得票が、本件選挙運動用葉書により、選挙人が事実を誤認させられた上で、投票された疑いがあるものであるとして選挙の無効を主張している。

確かに、関係書類によると、本件選挙運動用葉書の写しには、よしむら候補を推薦する者の欄に「私も応援しています」、「岡山県知事伊原木隆太」及び「何卒宜しくお願い致します。」との記載があり、これらの記載について伊原木氏は承知していないとされている。

しかし、よしむら後援会は選挙管理の任にある機関ではなく、申立人所論の事実選挙の管理執行に関する手続の違反に該当するものではなく、選挙運動者による選挙運動の取締りないし罰則規定への抵触を主張するに過ぎないものであるから、選挙の規定に違反するものであるとはいえず、選挙無効の事由になるものではない。

また、当該行為によって、選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じるなど選挙の自由公正が失われたことについては、これを認めるに足りる証拠はない。

よって、申立人の主張には理由がない。

(2) 審査申立ての要旨三及び四について

申立人は、市委員会が届出受理番号と異なる番号のビラ証紙をよしむら候補及び木村候補に交付した行為、また、市委員会がビラ証紙交付票に記載された番号と異なる番号をビラ証紙交付整理簿の確認番号欄に記載している行為は、届出受理番号と同じ番号のビラ証紙を交付しなければならないと規定した法に違反するとして選挙の無効を主張している。

確かに、関係書類によると、市委員会が届出受理番号と異なる番号のビラ証紙をよしむら候補及び木村候補に交付したこと、また、市委員会がビラ証紙交付票に記載された番号と異なる番号をビラ証紙交付整理簿の確認番号欄に記載していることは認められる。

この点に関して法は、法第四百四十二条第七項において、ビラ証紙は当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の定めるところにより、当該選挙管理委員会が交付するものと定めており、同項の規定により市委員会が定める規程第八条の三から第八条の六までにおいてビラ証紙の様式、交付手続等が定められている。しかし、これらの規定において、立候補届出の受付受理番号と同じ番号の選挙運動用ビラ証紙を交付しなければならない旨及びビラ証紙交付票に記載された番号と同じ番号をビラ証紙交付整理簿の確認番号欄に記載しなければならない旨は明文で定められていない。

このため、市委員会の行為はいずれも選挙の管理執行の手続に関する明文の規定に違反することに当たらず、また、選挙の管理執行の手続上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されたと認めるに足りる証拠もないことから、選挙無効の事由になるものではない。

よって、申立人の主張には理由がない。

(3) 審査申立ての要旨五及び六について

申立人は、市委員会が木村候補に法定枚数を超えるビラ証紙を交付した行為、また、市委員会が木村候補に交付した証紙番号二のビラ証紙四〇〇枚をビラ証紙交付票及びビラ証紙整理簿に記載していない行為は、いずれも法に違反する行為であるとして選挙の無効を主張している。

まず、関係書類等によると、次の事実が認められる。

ア 立候補届出日である令和三年四月四日午前八時三十分から立候補届出受付が開始され、市委員会は立候補届が受理された木村候補及びよしむら候補からビラ証紙交付票による交付請求があったため、一六、〇〇〇枚を両候補に交付し、ビラ証紙整理簿にその旨記載した。

イ 立候補受付事務終了後の午前九時三十分頃、市委員会において、ビラ証紙の交付時に番号の確認をしていないことが判明し、市委員会から木村候補とよしむら候補の選挙事務所に確認したところ、届出受理番号と異なる番号のビラ証紙を両

候補に交付していることが判明した。届出受理番号と同じ番号のビラ証紙を交付しなければならぬ旨の明文の規定はないものの、通例届出受理番号と同じ番号のビラ証紙を交付していることから、市委員会は両候補のビラ証紙の交換を依頼するために両候補の選挙事務所を訪れることとした。

ウ 同日午前十時頃、市委員会の事務局職員（以下「事務局職員」という。）が木村候補の選挙事務所を訪れ、交付していたビラ証紙番号三のビラ証紙一六、〇〇〇枚を全て回収するとともに、選挙活動に支障が生じないよう市委員会が予備として保管していたビラ証紙番号二のビラ証紙四〇〇枚を木村候補に交付した。

エ 同日午前十時二十分頃、事務局職員がよしむら候補の選挙事務所を訪れ、ビラ証紙の交換を依頼したが、既にビラに貼付して配布しているとのことであったため、ビラ証紙を交換しないこととした。

オ 同日午前十一時頃、市委員会から両候補の選挙事務所にビラ証紙を交換しない旨を連絡するとともに、事務局職員がビラ証紙番号二のビラ証紙四〇〇枚を回収するために木村候補の選挙事務所を訪れたところ、当該ビラ証紙は既に一部が選挙運動用ポスターに貼付され、同所から持ち出されていた。そのため、事務局職員は、木村候補に交付したビラ証紙番号二のビラ証紙四〇〇枚のうち一六二枚のみを回収するとともに、改めてビラ証紙番号三のビラ証紙を一六、〇〇〇枚交付した。

カ 市委員会により回収されなかった二三八枚のビラ証紙が木村候補の選挙運動ビラに貼付されたことを認めるに足りる証拠はない。

キ 市委員会は、木村候補に交付した証紙番号二のビラ証紙四〇〇枚の交付及び回収について、ビラ証紙交付票及びビラ証紙整理簿に記載していない。

ク 本件選挙における立候補者の得票数は、田原候補が七、七二九票、木村候補が七八九票、よしむら候補が八、三三一票であった。

ビラ証紙に関して法は、法第四百十二条第一項において、指定都市以外の長の選挙における選挙運動用ビラは、候補者一人について、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のものを一六、〇〇〇枚まで頒布することができ、同条第七項の規定により当該ビラは当該選挙管理委員会の交付する証紙を貼らなければならないと定めている。また、同項の規定により市委員

会が定める規程第八条の五第一項及び第八条の六は、ビラ証紙交付票の交付を受けた候補者が法定枚数一六、〇〇〇枚（以下「法定枚数」という。）の範囲内でビラ証紙の交付を受けようとする場合には、当該ビラ証紙交付票を市委員会に提出し、市委員会はビラ証紙の交付に当たり、ビラ証紙交付整理簿にビラ証紙の交付の状況を記載するものとしている。

本件選挙において、木村候補にビラ証紙番号三のビラ証紙を交付後、当該ビラ証紙を全て回収してビラ証紙番号二のビラ証紙を交付し、その後、交付したビラ証紙番号二のビラ証紙の一部のみを回収してビラ証紙番号三のビラ証紙を交付するという市委員会の一連の行為は、既に交付したビラ証紙番号二及び三のビラ証紙を交換する目的で行われている。しかし、ビラ証紙番号二及び三のビラ証紙はいずれも木村候補の選挙運動用のビラに貼付するために交付されている以上、これらの枚数の合計は法定枚数の範囲内でなければならないものとする。この点、ビラ証紙番号三のビラ証紙（一六、〇〇〇枚）を回収する代わりにビラ証紙番号二のビラ証紙（四〇〇枚）を交付した行為は法定枚数の範囲内でビラ証紙を交付しているといえるが、ビラ証紙番号二のビラ証紙（一六二枚）を回収した後にビラ証紙番号三のビラ証紙（一六、〇〇〇枚）を交付した行為は、ビラ証紙番号二のビラ証紙の一部（二三八枚）が回収されていない以上、法定枚数の範囲内でビラ証紙を交付しているということは困難である。また、これらのビラ証紙の交付について、市委員会はビラ証紙交付整理簿に記載していない。

以上のことから、市委員会の行為は規程第八条の五第一項及び第八条の六の規定に違反しており、選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反することに当たる。

しかし、市委員会が法定枚数を超えるビラ証紙を交付し、ビラ証紙の交付についてビラ証紙交付整理簿に記載していない行為が「選挙の規定に違反すること」に当たるとしても、本件選挙において、田原候補と木村候補の得票数の差は六、九四〇票であったこと、田原候補とよしむら候補の得票数の差は六〇二票であったこと及び市委員会が木村候補に法定枚数を超えて交付したビラ証紙が二三八枚であったことを考慮すると、市委員会の行為がなかったならば、本件選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実が生じたところと異った結果の生ずる可能性があったとはいえず、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」に当たるとは認めら

れないので、選挙を無効とする事由はない。

よって、申立人の主張には理由がない。

(4) 審査申立ての要旨八について

申立人は、市委員会が審査申立ての要旨三から六までの事実を速やかに公表していない行為は、法に違反する行為であるとして選挙の無効を主張している。

関係書類によると、市委員会は審査申立ての要旨三から六までの事実を速やかに公表していないことが認められるものの、立候補届出の受付受理番号と異なる番号の選挙運動用ビラ証紙を交付した場合等に、当該事実を公表しなければならない旨の明文の規定はないため、当該行為は選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反することに当たらず、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されたと認めるに足りる証拠もないことから、選挙無効の事由になるものではない。

よって、申立人の主張には理由がない。

(5) 審査申立ての要旨八について

申立人は、市委員会の弁明書は虚偽無効であり、市委員会の弁明は認められないとして選挙の無効を主張している。

しかし、申立人所論の事実は、本件審査の申立てに係る審理において提出された弁明書の作成名義人に作成権限が欠けていたという主張に過ぎないものであるから、選挙の規定に違反するものであるとはいえず、選挙無効の事由になるものではない。

なお、県委員会は当該弁明書を有効な弁明とし、添付の証拠書類を事実の認定に用いたが、その理由は次のとおりである。

ア 申立人は、作成者の名義が既に任期が満了した市委員会の委員長とされていること、また、市委員会の新たな委員の選挙が前任者の任期満了前に行われていないことを理由として弁明書は無効であると主張している。

イ 確かに、当該弁明書には、作成日付が「令和三年六月七日」、作成者の名義が「備前市選挙管理委員会委員長 草加榮二」と記載されているところ、関係書類によると「草加榮二」は平成二十九年六月五日に市委員会の委員に選任されており、就任当初の任期は、同日から令和三年六月四日までであったことが認められる。

ウ この点、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十三条第一項は、「選挙管理委員の任期は、四年とする。但し、後任者が就任する時まで在任する。」と定めており、市委員会が定める備前市選挙管理委員会規程（平成十七年備前市選挙管理委員会告示第一号）第三条第一項は、「委員長の任期は、委員の任期による。」と定めている。

エ 本件では、令和三年六月八日の備前市議会において市委員会の新たな委員の選挙が行われていることから、草加榮二の市委員会の委員の任期は就任当初のものから延長され、同月七日時点においても同人は市委員会の委員であるとともに、市委員会の委員長であったといえる。

オ また、選挙管理委員会の委員の選挙は、前任者の任期満了の日以後において行うのが原則であるが、議会招集の事情等によつては、任期満了前に行つても差しつかえないとされている（昭和二十四年十月二十四日行政実例）。

カ 以上のことから、当該弁明書は作成権限を有する者により作成されたことが明らかである。

以上のとおり、本件選挙における選挙の効力に関する申立人の主張は、いずれも認容することができないものであり、申立人の異議の申出を棄却した市委員会の決定に誤りはない。

よつて、主文のとおり裁決する。

令和三年七月二十六日

岡山県選挙管理委員会

委員長	大林裕一
委員	西康宏
委員	山名千代

〔二〇〕令和三年七月二十日付け公布岡山県選管告示第四十六号（当選の効力に関する審査申立てに対する裁決）に誤りがあった。

二・七	頁・行	
六〇票、 申立人の得票が六〇 九票	誤	
五〇票、 申立人の得票が五〇 九票	正	